

五島列島おもてなし協議会
「五島列島観光の閑散期における誘客促進調査業務」
プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

五島市、新上五島町及び小値賀町（以下「五島列島」という。）の各自治体と一般社団法人五島市観光協会、一般社団法人新上五島町観光物産協会及び特定非営利活動法人おちかアイランドツーリズム協会（以下「観光協会等」という。）で構成される「五島列島おもてなし協議会」では、五島列島の観光分野での連携を図り、滞在型観光の促進を図るべく個人観光客をメインターゲットとした受入環境整備を進めているところである。

本業務は、五島列島内における統計的観光動向調査や、五島列島内及び国内の離島へ観光で訪れた個人観光客の満足度等の調査、観光コンテンツの開発促進に向けた取り組み等を通して、五島列島観光の閑散期（12月～3月。以下「閑散期」という。）における観光客の誘客及び観光消費額の拡大を図る対策（以下「閑散期対策」という。）を検討するために実施する。

2. 委託業務の概要

（1）委託業務の内容

五島列島観光の閑散期における誘客促進調査業務

※詳細については、「五島列島観光の閑散期における誘客促進調査業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

（2）履行期間

契約締結の日から令和8年2月16日まで

（3）上限額

4,999,500 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. プロポーザルの日程

内容	日程
参加表明書の提出期限	令和7年6月16日（月）12時まで
質問書の提出期限	令和7年6月17日（火）12時まで
企画提案書等の提出期限	令和7年6月24日（火）12時まで
プレゼンテーション審査	令和7年6月下旬
審査結果の通知	令和7年6月下旬
契約締結（仕様書）協議、契約	令和7年7月上旬

4. 企画提案書等の作成

（1）企画提案書等として、次のものを提出すること。

ア 企画提案書

イ 見積書

ウ 会社の概要や業務内容が記載されたパンフレット等

- (2) 企画提案書等の用紙サイズは原則としてA4版（縦横どちらでも可）とし、提出部数は8部とする。

※提出された書類等は返還しない。

- (3) 企画提案書には、仕様書の内容に留意したうえで、具体的な実施方法等を記載すること。

ア 仕様書の業務内容について、調査内容、調査手法、分析の方策等、具体的な実施方法を提案すること。

イ 本業務の推進体制及び進行管理の体制並びに本業務に類似する業務実績を示すこと。また、本調査業務の企画、管理及び調査票の設計等を担当する者のプロフィール（これまで携わってきた観光振興関係の調査業務等）を明記すること。

ウ 本業務の実施スケジュール及び作業フローを示すこと。

エ 仕様書の項目に加え、より効果的な提案がある場合は、予算の範囲内で提案すること。

- (4) 見積書については、経費の明細がわかるものを8部（原本1部及びコピー7部）提出すること。

なお、見積書の宛名は『五島列島おもてなし協議会 会長 松崎 義治』とし、見積書の作成にあたっては、旅費等、全ての経費は提案者負担となることに留意すること。

5. 審査

(1) 選定方式

公募型プロポーザル

(2) 審査方法

五島列島おもてなし協議会「五島列島観光の閑散期における誘客促進調査業務プロポーザル審査委員会」により、プレゼンテーション審査を行い、提案金額が上限額の範囲内である提案者のうち、5（3）に基づく点数が最も高い者を最優秀提案者とし、次に高い者を次点者とする。ただし、最優秀提案者が複数者いる場合は、技術点の高い者を受託候補者とする。総合得点が最も高く、かつ、技術点も同じ得点の参加者が複数者あるときは、審査委員合議のうえ最優秀提案者を決定する。

審査は、プロポーザル参加資格を得た者で企画提案書及び見積書を提出した者を対象としてプレゼンテーションにより行う。プレゼンテーション審査の会場は、原則、五島振興局（長崎県五島市福江町7-1）とし、日時等については、対象者に後日連絡する。

審査については、長期の悪天候により島外からの参加事業者が来島できないなど、審査会を実施することが困難と認める場合は、審査会を延期する場合がある。

なお、参加者が1者のみの場合であっても、当該提案者について審査を行い、選定の可否を決定する。

(3) 審査項目

審査は、以下(ア)、(イ)の項目により行う。

ア 技術審査

技術審査は90点満点とし、審査項目は次のとおりとする。

なお、下記審査項目に記載された記号・番号については、仕様書内の「(業務内容)」の記号・番号に対応する。

審査項目	審査内容	配点
ア. 業務内容に関する提案		
(1) ①②・(2) 統計的観光動向 調査・満足度等調査 に関すること	・実施方法、サンプル数、スケジュール等は具体的かつ明確に記載されているか。 ・満足度等調査については、閑散期の個人旅行客のニーズが明確になるような調査となっているか。	10
(1) ③ その他必要とされる調査	・仕様書に定める調査以外に、必要な調査について提案があるか。 ・必要な調査について、実施する理由が具体的かつ明確となっているか。	10
(3) 国内の観光地における閑散期の優良事例の収集・報告に関すること	・優良事例のサンプル数や収集手法等が、具体的かつ明確となっているか。	15
(4) 調査結果を踏まえた分析・提言に関すること	・提言に向けた分析の方向性やスケジュール等は具体的かつ明確に記載されているか。 ・調査の分析手法は明確か。	15
(5) (6) ワークショップや報告会の開催に関すること	・ワークショップの内容や実施方法、スケジュール等は具体的かつ明確に記載されているか。 ・ワークショップの開催について、参加者の集客方法に関する具体的な提案はあるか。 ・事業者リストの作成イメージは明確か。	10
イ. 業務実績	・過去に観光実態調査や、調査を踏まえた分析・提言等、類似の業務実績があるか。	20
ウ. 業務実施体制	・業務実施責任者及び従事者は、必要な知識、実績、資格等を有し、事業遂行能力が十分か。	10
		90

※技術審査評価項目の評価方法は、A、B、C、D、Eの5段階評価とし、項目ごとの配点と評価に応じて評点を算出する。

※技術審査評価項目において、審査委員の評点の平均が55点未満の場合、その企画提案書は不採択とする。

評価	評点
A（たいへん優れている）	項目の配点×1.0
B（優れている）	項目の配点×0.8
C（普通）	項目の配点×0.6
D（やや劣っている）	項目の配点×0.4
E（劣っている）	項目の配点×0.2

イ 価格審査

価格審査は10点満点とし、次の算式により算出する

・満点（10点）×各提案者の提案金額のうち最低の額÷自社の提案金額（端数がある場合、小数点以下を切り捨てる。）

なお、2（3）上限額を超えた場合、その企画提案は、不採択とする。

（4）審査結果

審査終了後、提案者全員に対し、書面で通知する。なお、審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切認めない。

6．実施要領等の入手方法

実施要領及び参加表明書等の様式については、五島市、新上五島町または小値賀町のホームページからダウンロードして入手すること。

なお、窓口又は郵送等での配布は行わない。

7．参加表明書、質問書及び企画提案書等の提出方法等

（1）参加表明書

ア 提出書類

- ① プロポーザル参加表明書(様式第1号)
- ② 実績一覧表(様式第2号)
- ③ 誓約書(様式第3号)
- ④ 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動報告書

イ 期限

令和7年6月16日（月）12時まで（必着）

ウ 提出方法

下記8の提出先に持参、郵送、電子メールのいずれかとする。

なお、郵送の場合、書留郵便（一般書留、簡易書留）又は特定記録郵便とすること。

エ その他

郵送の場合は、発送連絡をすること。また、電子メールの場合は、送信後に電話で着信確認をすること。

(2) 質問書

ア 提出書類

質問書（様式第4号）

イ 期限

令和7年6月17日（火）12時まで（必着）

ウ 提出方法

下記8の提出先に電子メールによる。

エ その他

送信後、電話で着信確認をすること。

オ 回答方法

本プロポーザル参加表明者全てに、全ての質問及び回答を電子メールにて送信する。

(3) 企画提案書等

ア 提出書類及び部数等

上記4(2)に記載したとおり。なお、企画提案書等は概ね30枚を上限とする。

イ 期限

令和7年6月24日（火）12時まで（必着）

ウ 提出方法

下記8の提出先に持参又は郵送による。

郵送は書留郵便（一般書留、簡易書留）又は特定記録郵便で行うこと。また、発送連絡を行うこと。なお、電子メールによる提出は受け付けない。

(4) 留意事項等

ア 企画提案書は1者につき1提案のみとする。

イ 企画提案書を提出後の追加及び修正はできないものとする。（五島列島おもてなし協議会が補正等を求める場合を除く。）

ウ 厳正に審査するため、企画提案書には、会社名など提案者が特定される情報は記載しないこと。なお、提案者が特定される部分は、五島列島おもてなし協議会が該当部分を抹消することとする。

エ その他

- ・企画提案書（計8部）は1部ごとA4クリアファイルに挟んで提出すること。
- ・A4クリアファイルの表紙にのみ、企画提案書を作成した会社を確認することができるよう、事業名と提案者の名称を記入すること。

<記入例>

五島列島観光の閑散期における誘客促進調査業務委託
株式会社〇〇

8. 参加表明書、企画提案書等の提出先及び問合せ先

〒853-8502

長崎県五島市福江町7-1（五島振興局内）

五島列島おもてなし協議会事務局（担当：五島振興局地域づくり推進課 井手）

電話：0959-72-8401 FAX：0959-74-1822

E-mail s12015@pref.nagasaki.lg.jp

9. プロポーザルに参加することができないもの

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人及び未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- （2） 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として長崎県知事が定める期間を経過しない者
- （3） 提出書類及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
- （4） 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- （5） 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- （6） この公告の日から見積執行期日までの間において、指名停止の措置を長崎県、国及び他の地方自治体から受けている者、又は受けることが明らかである者
- （7） 参加表明書の提出期限の日及び見積執行期日以前6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者
- （8） 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- （9） 本プロポーザルが五島市、新上五島町及び小値賀町のホームページに掲載された日から見積執行期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者
- （10） 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がある者
- （11） 令和2年度から令和6年度までに、本業務に類似する業務の実績がない者

10. 不適格事項

この要領に定める手続以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本企画プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- （1） 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- （2） 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- （3） 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの

- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 予算がオーバーしているもの

11. 契約手続

- (1) 契約にあたり、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではないものとする。選定後には、最優秀提案者と五島列島おもてなし協議会は、企画提案書の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (2) 交渉が調ったときには、五島列島おもてなし協議会契約規則により、随意契約の手続きに進むこととする。交渉が調わない場合は、五島列島おもてなし協議会は次点者と改めて交渉を行うこととする。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとする。
- (4) 交渉の相手方が決定した日から契約締結の日までの間において、本件への参加資格を失った場合は、契約を締結しないものとする。

12. 契約保証金

契約の締結にあたっては、契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- (1) 五島列島おもてなし協議会を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 見積執行期日の前日から前々年度までの間において、長崎県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合
- なお、規模の判断は、契約金額に応じて、次の区分で提出すること。

(ア) 3,000万円以上

(イ) 3,000万円未満1,000万円以上

(ウ) 1,000万円未満

(※「規模をほぼ同じくする契約」とは上記に示す規模の区分以上であれば実績の対象となる。)

13. その他

- (1) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。
- (2) 企画提案書の作成経費等、本プロポーザルへの参加に要するすべての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 本業務の実施にあたっては、五島列島おもてなし協議会と十分な調整を行うこととする。
- (4) 本事業を円滑に遂行するため、五島列島おもてなし協議会は受託者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができるものとする。

- (5) 仕様書は、審査の結果選定された最優秀提案者と五島列島おもてなし協議会が別途協議・調整のうえ、変更することができるものとする。
- (6) 受託者が、本委託業務により生まれた著作権等の知的財産の二次利用を希望する際には、五島列島おもてなし協議会と協議のうえ調整することとする。
- (7) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限るものとする。